

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：参議院法制局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.1%
全職員	88.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	101.6%
本省課室長相当職	98.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	98.7%
係長相当職	105.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	76.1%
26～30年	102.9%
21～25年	96.6%
16～20年	101.4%
11～15年	84.2%
6～10年	91.6%
1～5年	99.4%

* 役職段階の考え方は以下のとおり。

- ・ 指定職相当：特別給料表の適用を受ける職員及び指定職給料表の適用を受ける職員
- ・ 本省課室長相当職：行政職給料表（一）7級から10級の職員
- ・ 地方機関課長・本省課長補佐相当職：行政職給料表（一）5級及び6級の職員
- ・ 係長相当職：行政職給料表（一）3級及び4級の職員

* 地方公共団体からの出向者は、出向前の勤続期間を含まない。

* 勤続年数別の「36年以上」は特定の職員の情報が推測しうるため非公表。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。